

今後の振興開発の方向性

現行の特別措置法

(目的)

帰島促進、自立的発展、生活の安定及び福祉の向上、定住の促進

(基本理念)

小笠原諸島の重要な役割に鑑み、特性を生かして、その魅力の増進に資する

(計画)

国が示す基本方針に基づき、東京都が振興開発計画を策定（平成30年度までの5年間）

(支援メニュー)

産業基盤整備、生活基盤整備、ソフト事業（診療所運営、病虫害防除等）、帰島促進税制など

50年の取組と成果

▼不利性を克服するため特別措置法による様々な支援措置を実施

⇒社会資本整備の着実な整備など相応の成果

残された課題

(復帰に伴う根幹課題)

硫黄島帰島問題、農地法の未施行、特別賃借権の解消

(自立的発展に向けた主な課題)

▼本土との交通アクセスの制約
▼保健・福祉・医療の充実
▼公共施設等島内インフラの老朽化
▼津波被害等の防災対策
▼世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全再生
▼住環境の整備など

小笠原諸島を取り巻く社会環境の変化

(生活等)

- ▼人口増加に伴う既存施設の狭小化
- ▼特別支援を要する児童等の対応
- ▼都営小笠原住宅の建替に伴う新たな住宅のしくみの構築
- ▼新たな外来種への対応
- ▼昭和55年以来の大濁水（平成28年～29年）
- ▼土砂災害防止法における警戒区域・特別警戒区域の指定（平成30年夏頃 東京都公表予定）

(産業等)

- ▼新たな定期船の運航を踏まえた観光客の集客対策
- ▼主要農産物（パッションフルーツ等）の保護対策
⇒新たな課題への対応

(交通アクセス)

- ▼新船の就航（東京～父島～母島）（平成28年7月）
⇒村民生活、国境離島の点から航空路の必要性

(国境離島)

- ▼西之島の噴火（平成25年11月～）
- ▼小笠原諸島周辺に多数の中国サンゴ漁船を確認（平成26年9月～）
- ▼有人国境離島法成立（平成28年4月）
父島、母島、硫黄島、南鳥島が有人国境離島地域を構成する島に特定
⇒国境離島の国家的な役割の再評価

今後の施策の展開

【主な施策・方向性】

〔ハード面〕

- ▼復興計画時に整備した施設の計画的更新
 - ・保育施設（父島・母島）
 - ・小中学校（父島）
 - ・浄水場（母島）
 - ・し尿処理場（父島）など
- ▼ごみの焼却ゼロを目指した施設整備
 - ・ごみリサイクル施設（父島）
- ▼津波災害等への地域防災力の向上と対応力の強化
 - ・防災道路、港湾施設など
- ▼新たに必要な公共事業への対応
 - ・土砂災害への対応
 - ・地域住宅政策の推進

〔ソフト面〕

- ▼医療・福祉サービスの質の向上と提供体制の安定化
- ▼地域のニーズに応じた子育て支援体制の強化
- ▼交流人口の維持増加による産業全体の活性化
- ▼自然環境の保全再生と取組への住民参画
- ▼有人国境離島の役割の視点からの住民生活の安定

第4次小笠原村総合計画の将来像である
「心豊かに暮らし続けられる島」の実現